

総務常任委員会記録

令和2年 第6回定例会	
1 日 時	令和2年12月16日(水) 午前10時00分 開会 午前11時42分 閉会
2 場 所	常任委員会室
3 出席委員	佐藤 誠 委員長 阿部 秀実 副委員長 大貫 桂一 委員 増渕 靖弘 委員 横尾 武男 委員 鰐原 一男 委員
4 欠席委員	なし
5 委員外出席者	鈴木 敏雄 副議長
6 説明員	別紙のとおり
7 事務局職員	小杉 課長 半田 書記
8 会議の概要	別紙のとおり
9 傍聴者	なし

総務常任委員会 説明員

	職 名	氏 名	人 数
総務部	総務部長	糸井 朗	6名
	総合政策課長	篠原 宏之	
	危機管理監兼危機管理課長	矢口 正彦	
	人事課長	佐藤 靖	
	危機管理課長補佐兼危機管理係長	高久 治勇	
	総合政策課総務係長	竹澤 佳満	
財務部	財務部長	南雲 義晴	4名
	財政課長	秋澤 一彦	
	公共施設活用課長	星井田 敬	
	庁舎整備推進室長	網 浩史	
消防本部	消防長	黒川 純一	4名
	消防総務課長	星野 富夫	
	予防課長	石原 幸二	
	地域消防課長	臼井 賢	
合 計			14名

総務常任委員会 審査事項

- 1 議案第103号 専決処分事項の承認について(令和2年度鹿沼市一般会計補正予算(第6号))
- 2 議案第104号 令和2年度鹿沼市一般会計補正予算(第7号)について
- 3 議案第107号 辺地に係る総合整備計画の変更について
- 4 議案第108号 物品購入契約の締結について
- 5 議案第109号 物品購入契約の締結について
- 6 議案第110号 物品購入契約の締結について
- 7 議案第111号 物品購入契約の締結について
- 8 議案第115号 鹿沼市部設置条例の一部改正について
- 9 議案第119号 鹿沼市手数料条例の一部改正について
- 10 議案第123号 鹿沼市火災予防条例の一部改正について
- 11 議案第124号 鹿沼市防災会議条例の一部改正について

令和2年第6回定例会 総務常任委員会概要

- 佐藤委員長 今回も、常任委員会室の3密状態を回避するため、執行部出席者を従来の出席者の2分の1以下としています。
- このため、必要に応じて、暫時休憩し、執行部出席者を入れ替えます。
- それではただいまから、総務常任委員会を開会いたします。
- まずはじめに、今回は改選後初めての委員会でございますので、正副委員長からご挨拶をさせていただきたいと思っております。
- 委員長の佐藤誠です。どうぞ1年間、よろしくお願いいたします。
- 阿部副委員長 副委員長となりました阿部です。よろしくお願い致します。
- 佐藤委員長 今議会におきまして、本委員会に付託されました案件は、議案 11 件であります。
- それでは早速、審査を行います。
- はじめに、議案第 103 号 専決処分事項の承認について（令和2年度鹿沼市一般会計補正予算（第6号））のうち、関係予算を議題といたします。
- 執行部の説明をお願いします。秋澤財政課長。
- 秋澤財政課長 おはようございます。財政課長の秋澤です。よろしくお願い致します。
- それでは、議案第 103 号 令和2年度鹿沼市一般会計補正予算（第6号）のうち、関係予算の内容について、ご説明をいたします。
- 今回のこの補正は、新型コロナウイルス感染症対策に係るいちごっこ未来応援特別給付金事業等の追加支援事業について、10月12日付けで、歳出予算の更正による専決補正を行ったものであります。
- お手元にお配りしております「令和2年度補正予算に関する説明書」のうち、まず、表紙に一般会計（第6号）と入っているものをご用意いただければと思います。
- そちらの2ページ目をお開きください。薄いほうの説明書になります。
- こちらの2ページ目をお開きいただきまして、関係予算のほうをご説明をさせていただきたいと思っております。
- 関係予算としましては、一番下、14款「予備費」について、歳出予算の調整額として4,539万円を減額するものであります。
- 以上で、「令和2年度鹿沼市一般会計補正予算（第6号）」のうち、関係予算の説明を終わります。
- 佐藤委員長 執行部の説明は終わりました。
- 質疑のある方は順次発言を許します。
- 別段質疑もないようですのでお諮りいたします。
- 議案第 103 号中関係予算については、原案どおり承認することにご異議ありませんか。（「異議なし」と言う者あり）
- 佐藤委員長 ご異議なしと認めます。
- したがって、議案第 103 号中関係予算については、原案どおり承認することに決しました。

次に、議案第 104 号 令和 2 年度鹿沼市一般会計補正予算 (第 7 号) についてのうち、関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 財政課長、秋澤です。

それでは、続きまして、議案第 104 号 令和 2 年度鹿沼市一般会計補正予算 (第 7 号) のうち、関係予算の内容について、ご説明をいたします。

「令和 2 年度補正予算に関する説明書」、表紙に、今度は一般会計 (第 7 号) と入っているものになります。そちらの、一般会計の 3 ページをお開きください。

それでは、まず、歳入についてご説明をいたします。

一番上、9 款「地方特例交付金」1,286 万 6,000 円の増及び次の 10 款「地方交付税」2 億 5,367 万 8,000 円の増につきましては、それぞれ右側の説明欄の「減収補てん特例交付金」及び「普通交付税」の本年度の交付額の決定に伴う増であります。

また、一番下、21 款「市債」1 項 9 目「臨時財政対策債」5,300 万円の減につきましても、本年度の臨時財政対策債の発行可能額、こちらの決定に伴いまして、減額をするものであります。

次に、5 ページをお開きください。

歳出について、ご説明をいたします。

2 段目の、2 款「総務費」1 項 1 目「一般管理費」について、右側の説明欄の一番上になりますが、「一般管理関係職員給与費」1 億 1,736 万 8,000 円の増につきましては、早期及び自己都合による退職手当の増額を計上するものであります。

次の、「人事事務費」1,374 万 4,000 円の増につきましては、会計年度任用職員の報酬及び費用弁償の不足に伴う増となっております。

次の、「総務事務費」137 万 3,000 円の減につきましては、新型コロナウイルスの影響により中止となりました、広島平和記念式典への中学生派遣事業について、代替事業として、戦争体験を語り継ぐための映像制作事業を行いまして、その差額を減額するものであります。

少し飛びまして、13 ページをお開きください。

一番上の 9 款「消防費」1 項 2 目「非常備消防費」100 万円の減につきましても、新型コロナウイルスの影響によりまして、本年度の栃木県消防操法大会、こちらが中止になったことに伴いまして、消防団員の費用弁償分を減額するものであります。

15 ページをお開きください。

一番下の 14 款「予備費」1,488 万 4,000 円の増につきましては、歳入歳出の調整額を計上するものであります。

以上で、「令和 2 年度鹿沼市一般会計補正予算 (第 7 号)」のうち、関係予算の説明を終わります。

○佐藤委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。鰐原委員。

○鰐原委員 委員長に申します。ちょっと進行が早すぎるので、もうちょっと時間をおいてから、一息ついてから進行してください。

○佐藤委員長 失礼しました。

○鰐原委員 まず、6 ページ、早期とね、自己都合で退職した職員数、ちょっとお知らせ願います。

○佐藤委員長 執行部の説明をお願いします。佐藤人事課長。

○佐藤人事課長 人事課長の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

鰐原委員のご質問にお答えいたします。

退職手当につきましては、当初予算で 24 人、普通退職の退職者を見込んでおりましたけれども、年度途中退職者が今のところ 6 人、プラス早期退職者も含めまして 9 人が増加するというので、こちらの退職手当増分ですが、1 億 5,420 万 9,000 円を増額をいたします。

こちらの今回載っております 1 億 4,230 万円につきましては、商工関係職員費へこの手当の一部を、1,190 万 9,000 円を組み替えるものでございますので、残額につきましては、1 億 4,230 万円となっております。

以上で答弁を終わります。

○佐藤委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 そうすると、自己都合が 6 人と、早期が 3 人で、合計で 33 人って理解してよろしいのですか。

○佐藤委員長 佐藤人事課長。

○佐藤人事課長 はい。その通りでございます。以上で答弁を終わります。

○佐藤委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 そうしますとね、この退職金というのが決まりますわね。この退職金の平均はどのくらいになるものですか。

○佐藤委員長 佐藤人事課長。

○佐藤人事課長 467 万 3,000 円になります。

○増渕委員 違うだろう。補正前のもともとの額もあるんだから。人事課なんだからもっとしっかりしなくちゃだめだろう。

○佐藤人事課長 失礼いたしました。2,011 万 4,880 円になります。

○佐藤委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 会計年度任用職員以外の職員の給与費は補正後一人当たり平均 700 万円くらいから増えているが、会計年度任用職員の給与費は一人当たりの平均 216 万円くらいに減っているのはどういうことですか。

○佐藤委員長 佐藤人事課長。

○佐藤人事課長 会計年度任用職員につきましては、年度当初雇用以外に年度途中で雇用がありますので、平均しますと減になることになります。

以上で答弁を終わります。

○佐藤委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 会計年度任用職員についてはよくわかりました。それでは、会計年度任用職員以外の職員の数は補正前と後は同じでいいのですか。

○佐藤委員長 佐藤人事課長。

○佐藤人事課長 ……はい。同じです。

○鰐原委員 実際の数は、ここから途中退職者を引けばいいのですか。

- 佐藤委員長 佐藤人事課長。
- 佐藤人事課長 はい。その通りです。
- 佐藤委員長 鰻原委員。
- 鰻原委員 19 ページと 20 ページの説明がなかったのですが、その理由を伺います。
- 佐藤委員長 秋澤財政課長。
- 秋澤財政課長 19、20 ページにつきましては、歳出のページの人件費をまとめたものですので説明を省略いたしました。
- 佐藤委員長 鰻原委員。
- 鰻原委員 わかりました。
- 佐藤委員長 ほかにご質疑はございませんか。
別段質疑もないようですのでお諮りいたします。
議案第 104 号中関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。
〔異議なし〕という者あり)
- 佐藤委員長 ご異議なしと認めます。
したがって、議案第 104 号中関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。
次に、議案第 107 号 辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題といたします。
執行部の説明をお願いします。篠原総合政策課長。
- 篠原総合政策課長 総合政策課長の篠原です。
議案第 107 号 「辺地に係る総合整備計画の変更」についてご説明いたします。
辺地総合整備計画につきましては、平成 28 年度から 33 年度までの 6 年間の計画について、平成 28 年 3 月議会において議決をいただきました案件であります。今回この一部を変更するものであります。
まず、辺地とは、「交通条件および自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地等」と定義されており、政令等の要件を満たす地域の施設整備事業などに、充当率 100%、さらに元利償還に要する経費の 80%が地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入される有利な起債が可能となる制度であります。
本市には、「入栗野・中栗野辺地」「上粕尾・中粕尾辺地」「上永野辺地」「西大芦辺地」「上久我辺地」の 5 つの計画があり、そのうち今回は、上・中粕尾辺地及び西大芦辺地について、計画事業の変更を行うものであります。
具体的な事業内容につきましては議案第 107 号の記載のあるページの次ページを、ご覧ください。
まず、上・中粕尾辺地総合整備計画につきましては、「1 辺地の概況」及び「2 公共的施設の整備を必要とする事情」など、先ほど申し上げました、諸条件に恵まれないとする状況等が記載してあります。
裏面をご覧ください。この表が整備計画概要となりますが、本市が事業主体となり実施する、林道の事業内容を見直し、事業費総額を 1,896 万円に増額するとともに、県が事業主体となり実施する林道の負担金を追加し、事業費総額を 766 万 6,000 円に増額するものであります。
次ページ、西大芦辺地に係る総合整備計画についてご説明いたします。

上・中粕尾と同様に、裏面の表をご覧ください。

観光又はレクリエーションに関する施設のうち、県が事業主体となり実施する、河原小屋三の宿線沿いにあるふれあい施設の修繕事業を追加するものです。

また、林道のうち、県が事業主体となり実施する事業の見直しに伴い負担金を増額し、事業費総額を1,123万2,000円に増額するとともに、市が事業主体となり実施する事業の見直しに伴い、事業費総額を2,316万2,000円に増加するものであります。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。横尾委員。

○横尾委員 前日光ハイランドロッジについて、建て替えになるのか、それとも一部直すようになるのか。

○佐藤委員長 篠原総合政策課長。

○篠原総合政策課長 総合政策課の篠原です。先ほどの横尾委員の質疑にお答えします。

前日光ハイランドロッジについては、変更の予定はございません。以上で説明を終わります。

○横尾委員 辺地債の計画の中で、消防施設（小型動力付積載車購入）とあるが、内容を伺いたい。

○佐藤委員長 星野消防総務課長。

○星野消防総務課長 消防総務課長の星野でございます。

横尾委員のご質問にお答えします。

消防施設の整備につきましては、上粕尾地区の12分団第4部へ小型ポンプ付積載車を、平成29年3月に更新いたしました。また、中粕尾地区の12分団第3部に、日本損害保険協会より小型ポンプ付軽自動車を寄贈していただき、配備したものです。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員長 増渕委員。

○増渕委員 上・中粕尾辺地総合整備計画の林道の事業費について、1,896万円と言っていたが、1,123万2,000円ではないのか。

○佐藤委員長 篠原総合政策課長。

○篠原総合政策課長 総合政策課の篠原です。

先ほどの増渕委員の質疑にお答えします。

議員がおっしゃったのは、上・中粕尾の方でいいんですね。上・中粕尾辺地総合整備計画の林道の事業費については、変更前が1,386万円、変更後が1,896万円となっております。

以上で説明を終わります。

○増渕委員 わかりました。

○佐藤委員長 他に質疑はありませんか。はい、鰻原委員。

○鰻原委員 河原小屋三の宿線の整備内容についてお聞かせください。

○佐藤委員長 篠原総合政策課長。

○篠原総合政策課長 総合政策課長の篠原です。

鰻原委員の質疑にお答えします。

がけ下に落ちないようにする柵やベンチ、あずまやの改修です。
以上で説明を終わります。

○佐藤委員長 ほかにご質疑はございませんか。

別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 107 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○佐藤委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 107 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 108 号 物品購入契約の締結についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。篠原総合政策課長。

○篠原総合政策課長 総合政策課長の篠原です。

議案第 108 号 「物品購入契約の締結」についてご説明いたします。

新庁舎整備につきましては、全庁体制のもと施設整備から備品の導入に至るまで、調整を進めてまいりました。

このうち備品につきましては、来庁者及び職員にとって快適で、機能的かつ経済的な新庁舎のオフィス環境を整備することにより、市民サービス及び業務効率の向上を図ることを目的として、オフィス設計等アドバイザー業者による来庁者の窓口の利用状況、職員の執務環境及び文書量の実態調査の結果を踏まえた「備品の配置・購入計画」に基づき、その種類及び数量を決定いたしました。

入札執行にあたり、備品の数量が膨大となることから、納期や設置スケジュールの確保、及び地元業者の受注機会の拡大を図るため、備品を所管部・種類で4つに分け、収納什器を総務部、その他窓口及び執務室、議会・会議室等にかかるカウンター・机・椅子等の備品を財務部において、指名競争入札を去る 10 月 27 日に行いました。

入札の結果、議案第 108 号の購入物品「鹿沼市新庁舎整備備品（収納什器）」については、株式会社シブエが税込み 4,545 万 2,000 円で落札したため、本契約を締結するためのものであります。

以上で説明をおわります。

○佐藤委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。鰐原委員。

○鰐原委員 指名競争入札で物品購入したとあったが、今回の入札結果報告書をいただきたい。

○佐藤委員長 委員会の後で良いのですか？それとも今必要なのですか。

○鰐原委員 今回の議案を審議するうえで、必ず必要ですので今いただきたい。

○佐藤委員長 それでは資料を準備してください。どれくらいで用意できますか。

○篠原総合政策課長 5分ください。

○佐藤委員長 わかりました。暫時休憩といたします。

--資料「入札結果報告書 4 件」を配布--

○佐藤委員長 休憩前に引き続き再開いたします。

○増淵委員 収納什器とはどのようなものであるか、詳細を教えてください。

○佐藤委員長 篠原総合政策課長。

○篠原総合政策課長 総合政策課長の篠原です。

増渕委員の質問にお答えします。

収納什器とは、文書ファイリング計画に基づき、公文書の保管・保存するための書棚などの備品のことであります。

○佐藤委員長 鰻原委員。

○鰻原委員 新庁舎における転用備品の割合はどのくらいですか。

○佐藤委員長 網庁舎整備推進室長。

○網庁舎整備推進室長 庁舎整備推進室長の網です。よろしくお願いします。

今鰻原委員の質疑についてお答えいたします。

転用備品がどのくらいかという質問でございますが、完全開庁後における転用什器の使用割合については、約1割程度ということになっております。どうしても限られたスペースでございますので、効率的な什器備品の配置をおこなったことによりまして、転用品が約1割ということなので、9割購入ということになっております。加えて2期工事中には、東京電力仮事務所ということで、経済部等が配置されますが、そちらにおきましては、現庁舎にあります備品を全て仮設で転用するということの計画になっております。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員長 鰻原委員。

○鰻原委員 まあ9割は新しくすると、そういうことでよろしいかと思いますが、ちなみにね、今回の庁舎整備事業で教育委員会が情報センターの方へ分離されました。その時の物品はどのくらい新品にかえましたか。

○佐藤委員長 網庁舎整備推進室長。

○網庁舎整備推進室長 庁舎整備推進室長の網です。よろしくお願いします。

教育委員会の情報センター移転でございますが、教育委員会の方で移転の業務の方おこないまして、われわれの方では、ちょっと詳細な内容のほうは把握していないのですが、聞いている限りですと、ユニバーサルレイアウトで机、机は新しくなったということを確認しております。あと、収納什器関係については、東館にあった収納什器を全て移転して使ったということで聞いております。

いすにつきましては、転用できるものは転用して、どうしても転用できないものは新しいものを購入したということで聞いております。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員長 鰻原委員。

○鰻原委員 説明は分かりました。それでですね、いすについては備品購入の説明書をいただいておりますけれども、それによるとね、部長さんとか課長さんとか、一般職員の人のいすが違うんですよね。ちょっと細かいんですが、部長さんクラスになると1個いくらなんだとか、課長さんクラスだと1個いくらなんだとか、一般職員のいすは1個いくらなんだとか、説明を願えますか。

○佐藤委員長 網庁舎整備推進室長。

○網庁舎整備推進室長 庁舎整備推進室長の網です。

ただ今の鰻原委員の質問におきましては、議案の110号に当たるんですが。

○佐藤委員長 じゃ、一度ご着席ください。もうこの時点で質疑が全てのものにわたっていますので、一度 109 号、110 号、111 号の説明だけまず連続で聞いてしまいましょう。そのあと、全てをクロスしてやっていきたいと思いますので、執行部の説明を求めます。秋澤財政課長。

○秋澤財政課長 財政課長、秋澤です。

それでは、議案の第 109 号から 111 号まで、一括して、私のほうでご説明をさせていただきます。

まず、議案第 109 号 「物品購入契約の締結」についてご説明をいたします。

こちらは、新庁舎に設置する備品のうち、窓口ローカウンター・来客用いす等の備品購入につきまして、指名競争入札の結果、株式会社シブエが税込み 5,981 万 8,000 円で落札したので、本契約を締結するためのものであります。

それでは、続きまして、議案第 110 号のご説明をいたします。

こちらの「物品購入契約の締結」につきましては、事務用デスク・事務用いす等の備品購入について、指名競争入札の結果、株式会社マツヤが税込み 6,556 万円で落札したので、本契約を締結するためのものであります。

続きまして、議案第 111 号、こちらの「物品購入契約の締結」につきましては、議会・会議室・公室等の備品購入につきまして、指名競争入札の結果、株式会社鹿沼教材社が税込み 5,605 万 6,000 円で落札したので、本契約を締結するためのものであります。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。鰐原委員。

○鰐原委員 先ほどのいすの件なのですが、段差がついていますわね、職員によって。「格差」と言う者あり)

○鰐原委員 格差がついていますわね。

それで、その 1 個 1 個について、どのくらいの値段なのか、お知らせ願いたいと思います。

○佐藤委員長 網庁舎整備推進室長。

○網庁舎整備推進室長 庁舎整備推進室長の網です。

鰐原委員の質疑にお答えいたしますと、まず、部長席についてでございますが、税込みで、設計金額になりますので、部長席が、設計金額、税込みで 4 万 4,583 円です。

課長席につきましては、同様に税込み 3 万 6,883 円でございます。

続きまして、係長以下、一般職員なのですが、税込みで 3 万 3,517 円となります。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 そうしますとね、議員が使ういすというのはどのぐらいなのか。控室等で使いますわね。

○佐藤委員長 網庁舎整備推進室長。

○網庁舎整備推進室長 庁舎整備推進室長の網です。

議員控室のいすにつきましては、税込みで 7 万 7,440 円となります。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 一般職員の方の倍もする値段のいすを購入するという理由は何でしょうか。

○佐藤委員長 説明を求めます。網庁舎整備推進室長。

○網庁舎整備推進室長 庁舎整備推進室長の網です。

こちらのオフィスレイアウトの設計につきましては、内田洋行のほうで、オフィスアドバイザリー業務委託ということで、委託で設計のほうをしております。

それで、議員控室のいすのほうで、一般職員と比べると金額のほうが高いというお話でございますけれども、こちらでちょっとイメージしているのは、市長、副市長、議長、正副議長で、1つのカテゴリーに近いのかなど。

その次に議員さんのカテゴリーがあって、その下という言い方はおかしいのですが、一般の職員については、そのワンランク下のグレードという形で設計のほうをした次第でございます。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 そうしますと、市長、副市長、議長、副議長のいす、またお値段知らせてください。

○佐藤委員長 網庁舎整備推進室長。

○網庁舎整備推進室長 庁舎整備推進室長の網です。

鰐原委員の質疑にお答えいたしますと、市長、副市長、正副議長、同様のものなのですが、税込みで、21万7,030円となっております。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 ちょっと20何万です？21万。

○網庁舎整備推進室長 21万7,030円となっております。

○鰐原委員 わかりました。さぞかし、座り心地がよいのではないかと思います。

この件については、それ以上は言いませんけれども、市民がどう判断するかだと思っております。

それで、これが、いすでも机でも、続けてやっていいですか。

○佐藤委員長 どうぞ。

○鰐原委員 買うことになったと思うのですけれども、これは1期・2期工事分、全てです。これで全部この物品購入費というのは、後々出ないですね。

○佐藤委員長 網庁舎整備推進室長。

○網庁舎整備推進室長 庁舎整備推進室長の網です。

今回の議案におきましては、1期工事完成後の備品購入となっております。

ですので、2期工事完成後、完全開庁時にも、必要な備品については購入する予定でございます。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 今回の分は、全部1期工事分、終わった後の物品購入費で、また、継ぎ足しの分、2期工事分は、また出るということですね。確かめておきます。

○佐藤委員長 網庁舎整備推進室長。

○網庁舎整備推進室長 庁舎整備推進室長の網です。

鰻原委員の質疑にお答えいたしますと、2期工事完成後も備品を購入するという計画でございます。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員長 鰻原委員。

○鰻原委員 それと、機構の見直し、やりますよね。来年から。機構の見直し。会議もやるわけですけども、それに対応した物品購入費になっておりますか。

○佐藤委員長 網庁舎整備推進室長。

○網庁舎整備推進室長 庁舎整備推進室長の網です。

鰻原委員の質疑にお答えいたしますと、来年度、機構改革が予定されております。

当初の新庁舎整備の計画コンセプトからユニバーサルレイアウトということで、組織改編がされましても、机のしちは変えずに、人が移動する。簡単に移動するという形で、効率的なユニバーサルレイアウトということを考えておりますので、新しい組織、組織改編があったとしても、人の移動だけで対応するというように考えております。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員長 鰻原委員。

○鰻原委員 それと、本当に想定外ですよ、コロナ感染。

こういう新庁舎整備事業を進めるときは、こういう感染は想定していなかったと思うのですよ。

こういうコロナ感染下でね、今後も、新しく新庁舎つくと、70年、100年はその庁舎を使うことになろうかと思うのですけれども、そういう想定外のこういうことにね、十分対応した、その物品購入なのかどうか、お伺いしておきます。

○佐藤委員長 篠原総合政策課長。

○篠原総合政策課長 総合政策課長の篠原です。

ただいまの鰻原委員のご質問にお答えいたします。

鰻原委員のご質問の趣旨から言いますと、物品購入云々よりも、施設として、これが対応できるのかという趣旨かと思われました。

それで、まさにコロナについては、全国どの市町、世界中で想定していなかったことです。

それで、続きまして、今後施設整備後の対応なのですが、当然、これまでの新庁舎のコンセプトが、集密が、ぎゅっつつめて、効率よくというスタンスでやってきましたので、まさに、今のコロナ対策状況下においては、適切ではないかと思えます。

ですので、そこは働き方を変えるという視点で、当然在宅で勤務できる職員は在宅になったり、そういったことで、働き方が変わるのではないかなと思えます。そういうことで、これからは対応していくと。

それで、今回のコロナについては、毎日報道されていますけれども、一刻も早くワクチンを打って終息に向かっていく、それしかないかなと思えます。

ただ、これから順次こうした状況は出てくるかと思えますので、それはその都度、議員の皆さんと一緒に考えて、最適な、「市民にとって何が一番いいんだ」というのを考え

ながら、対応していくしかないのではないかなと思います。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員長 鰹原委員。

○鰹原委員 課長がね、範囲を広げてお答え願ったのですけれども、私は、私の言っていることはね、この予算に関して、こういう机だとか、いすだとか、買いますわね。

ですけれども、今、こういう状況ですよ。

そうすると、新庁舎において、もし、コロナのね、こういう、私はどんな感染がはやるかわかりませんよ、70年、100年の間に。

そういうときに対応できるような、こういう整備、物品の購入状況なのかというふうにお聞きしています。

○佐藤委員長 網庁舎整備推進室長。

○網庁舎整備推進室長 庁舎整備推進室長の網です。

鰹原委員の質疑にお答えいたしますと、新型コロナウイルス対策におきましては、備品購入計画のときに、既に、世間的に騒がれておりました。

そのため、窓口カウンターにおきましては、今、皆さん、お席の上の状態、簡易的にやっておりますが、アクリルパネルを新規購入するという形で、かつ、カウンターの天板、上ですね、上にちょっと穴をあけていて、アクリルを差し込んで使えるような形で、自由に取外しという部分があれば、衝立式のアクリルにして、臨機応変に、来庁者の前に置いたりですとか、職員間の中に置いたり、そういった形で、窓口のほうの対応は考えております。

なお、執務室の中におきましては、特定多数の職員間ですので、それは消毒等の対策でやるような形で、そういった考えで、備品購入計画をしました。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員長 鰹原委員。

○鰹原委員 それでは、その説明があったことについては、今回の物品購入費の中には入っているのですか、入っていないのですか。

○佐藤委員長 網庁舎整備推進室長。

○網庁舎整備推進室長 庁舎整備推進室長の網です。

鰹原委員の質疑にお答えしますと、私のほうで先ほど説明した内容のアクリル、そちらについては、カウンターですから、議案第109号の中にアクリル板のほうが入っております。

以上で説明を終わります。

○鰹原委員 ちょっと委員長、見ますから待ってください。

○佐藤委員長 はい、大丈夫ですよ。

○鰹原委員 議案第109号の。

(「予算の中に入っている」と言う者あり)

(「これだ、これ、これ、これ、これ109号」と言う者あり)

○鰹原委員 入っている。

(「議案の9ページ」と言う者あり)

○鰹原委員 入っている。

（「窓口、この中に入っている」と言う者あり）

○鰐原委員 はい、わかりました。

要はね、室長、大分、ずっと答弁していただきましたけれども、議員も、ほかの市庁舎を見えていますよ。真岡とか、下野とか、大田原とかね、全部見えていると思います。

それで、鹿沼の新庁舎が狭いということはわかっているのですよ。

ですから、狭くて、収めきれないから、教育委員会を外に出したのですから。

ですから、狭いということはわかっているのだけれども、密になってはいけないということを、今度の感染は言っているわけですよ。

ですから、そういうのに対応できるかどうか、これは今回の予算、物品購入費ですから、これ以上は話進めませんが、後々機会があったら、やっていきたいと思えます。

それと、最後になりますけれども、よろしいですか。

○佐藤委員長 どうぞ、どうぞ。

○鰐原委員 この財源ですけれどもね、財源は継続費が定められていますけれども、その継続費の中で収まるという考えのもとでよろしいのでしょうか。

○佐藤委員長 網庁舎整備推進室長。

○網庁舎整備推進室長 庁舎整備推進室長の網です。

鰐原委員の質疑にお答えいたします。

鰐原委員がお話されている継続費というところは、事業費ということで、よろしいのでしょうか。

○佐藤委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 継続費というのは、もう予算化されていますよね。この新庁舎整備事業費については、令和元年度から令和4年度までの予算がもう定められています。

それで、今回、補正予算を見ると、そこには触れられていないのですよ。

ですから、当然定められたままの中の予算措置だなど、私は理解しているのですが、そういうことでよろしいのでしょうかということです。

○網庁舎整備推進室長 はい、わかりました。すみません。

鰐原委員の質疑にお答えいたしますと、今回の備品購入の財源につきましては、継続費ではない形で、今年度ですね、予算要求、今年度に債務負担設定、令和2年度、令和3年度で債務負担設定した金額、その中で備品購入のほうを計画しております。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 そうしますと、継続費は61億5,402万7,000円ですわね。

そうすると、そのほかの予算、債務負担行為を起こすのだということですか。もう起こしているのですか。

○佐藤委員長 網庁舎整備推進室長。

○網庁舎整備推進室長 庁舎整備推進室長の網です。

鰐原委員の質疑にお答えいたしますと、債務負担におきましては、令和4年度の、ごめんなさい、失礼いたしました。

令和2年度の予算におきまして、債務負担を設定しております。

内容は、令和2年・3年の2年間の債務負担ということになります。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 その債務負担行為、どこに載っていますか。ちょっとご説明願います。

○佐藤委員長 網庁舎整備推進室長。

○網庁舎整備推進室長 庁舎整備推進室長の網です。

令和2年度予算に関する説明書になってしまうのですが。

(「はい、結構ですよ」と言う者あり)

(「大丈夫、大丈夫」と言う者あり)

○網庁舎整備推進室長 はい。そちらの248ページに記載しております、上から1番目の総務事務費、そちらの書架購入、そちらにつきましてが、収納什器になります。

続いて、4番目ですね。

(「ちょっとゆっくりして、書くので」と言う者あり)

○網庁舎整備推進室長 失礼いたしました。

248ページの表がある、一番上で、1番総務事務費、書架購入、そちらにつきましてが、議案第108号の収納什器の予算になっております。

よろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○網庁舎整備推進室長 続きまして、4番、上から4番目になります。

そちらの新庁舎整備備品購入、1億8,835万8,000円が限度額になっておりますが、こちらが議案第109号から111号までの3議案、そちらの予算になっております。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 わかりました。

そうしますとね、今回は、1期工事分だけだっという説明いただきました。

そうすると、2期工事分は新たに債務負担行為を、どのくらい起こすというような概要がありましたら、ご説明願いたいと思います。

○佐藤委員長 網庁舎整備推進室長。

○網庁舎整備推進室長 庁舎整備推進室長の網です。

鰐原委員の質疑にお答えいたしますと、2期工事完成後の計画なのですが、今のところ、本当に計画なので、あくまで概算ということでのつかみですが、収納什器につきましては、4,499万5,000円。

机・カウンター、財務部で上程しました3議案分なのですが、こちらにつきましては、9,164万2,000円の金額で、令和4年度に購入する予定で予算として上げられております、考えております。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員長 鰐原委員。

○鰐原委員 そうしますと、2期工事分に大体1億3,600万か、700万、1億4,000万円ぐらいのね、また増額が出ると、そういうふう理解してよろしいですね。

○佐藤委員長 網庁舎整備推進室長。

○網庁舎整備推進室長 庁舎整備推進室長の網です。

鰻原委員の質疑についてお答えしますと、おっしゃるとおり、その金額、2期工事完成時には、その金額分の備品購入を計画しております。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員長 鰻原委員。

○鰻原委員 わかりました。60億円以内の庁舎建設事業費がいくらになっているのか、注目していきたいと思います。

○佐藤委員長 増渕委員。

○増渕委員 これ先ほど一般競争入札の指名で、いただいたのですね、これ。

それで、4議案とも、この指名しているのですけれども、同じ会社がずっと辞退、辞退、辞退なのですよ。

せっかくチャンスいただいて、鹿沼市は地元からと言っているのに、このチャンスにもトライしないというのだったら、この一番大きな、これ、備品としては、これ、こういうことでは額が大きい、チャンス、会社としてはチャンスだと思うのに、こういうのというのは、これからどう、市の判断としては、ひとつも、見積もりも出さない、あれも出さないのだよ。

こういう会社の、せっかく指名してもらっていたら、一生懸命頑張って、一つぐらいとろろかなとかという、あれがあるのですけれども、辞退の理由とか、そういうのは聞いていますか。そこのところ、ちょっとお聞きしたいのですけれども。

○佐藤委員長 網庁舎整備推進室長。

○網庁舎整備推進室長 庁舎整備推進室長の網です。

増渕委員の質疑にお答えいたしますと、入札辞退理由なのですが、3社、ちょっとこんな内容ですというのを、ちょっと説明しますと、まず1社については、現在手持ちの物品売買契約というのですか、そちらが多くて、さらに受注することが、「4カ月先、難しいですよ」という理由がありました。

次が、ちょっと年1回のメーカーさんにデモンストレーションというのがちょっと重なってしまったのでという理由と。

最後が、取扱い商品構成が狭まったためということで、3つ、理由としてはいただいております。

以上で説明を終わります。

○増渕委員 いや、まあ、1つは、自分のところのキャパシティ以上にきてしまうと、取扱いのあれがないというのはわかるのですけれども、では、ほかのところというのは、結構、今のこの時代のときでも、仕事が多いからという理由でいいのかな、そういう理解で。

○佐藤委員長 網庁舎整備推進室長。

○網庁舎整備推進室長 庁舎整備推進室長の網です。

増渕委員の質疑についてお答えいたしますと、委員おっしゃったように、ちょっといろいろ仕事が重なってしまったということと、ちょっと購入品そろえるのに、ちょっと難しいかなというところが辞退理由かなと思っております。

以上で説明を終わります。

- 増淵委員 はい、わかりました。ありがとうございます。
- 佐藤委員長 ほかにご質疑はありませんか。
（「なし」と言う者あり）
- 佐藤委員長 別段質疑もないようですので、再度議案第 108 号から議案第 111 号までの関連も含めて、ご質疑はありませんか。鰐原委員。
- 鰐原委員 私は、この欠陥だらけの新庁舎整備事業には、一貫して反対してきました。ですから、今回の議案に対しても、反対したいのですが、また誤解を招くといけませんので、私は不参加といたしますので、この場を一時退席させていただきます。
- 佐藤委員長 退席を認めます。
（鰐原委員 退席）
- 佐藤委員長 では、議案第 108 号について、原案どおり可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
（挙手多数）
- 佐藤委員長 賛成多数であります。
したがって、議案第 108 号については、原案どおり可とすることに決しました。
鰐原さん、これ、全部なのですよね、確認してきます。
（「ちょっと確認して、退席しているのは、反対にならないと思ったな。全会一致になると思うのだよね」と言う者あり）
- 佐藤委員長 賛成多数ではないのですか。
鰐原さん、棄権ですよ。それで、残った人の賛成多数ですね。
（「採決に加わらないわけだから」と言う者あり）
（「白票になってしまう」と言う者あり）
- 佐藤委員長 ですよ。そうしておかないと、かわいそうですよね、だって、何か、賛成したことにされてしまうというから。
（「いや、だけれども、反対してないということなので」と言う者あり）
（「反対はしてないです」と言う者あり）
（「反対してないから。棄権だから」と言う者あり）
- 佐藤委員長 棄権しますということ。
（「この解釈をやらないと、この物品購入自体に反対しているということになってしまう」と言う者あり）
- 佐藤委員長 待っているということでした。参考にお伝えしておきます。
鰐原委員は、第 111 号まで棄権されるご意向のようです。
そのまま、続けます。
では、議案第 109 号につきまして、賛成の委員の挙手をお願いします。
（挙手多数）
- 佐藤委員長 賛成多数であります。
したがって、議案第 109 号については、原案どおり可とすることに決しました。
お諮りいたします。議案第 110 号について、原案どおり可とすることに賛成の委員の挙手を願います。
（挙手多数）

○佐藤委員長 ありがとうございます。おろしてください。

賛成多数であります。

したがって、議案第 110 号についても、原案どおり可とすることに決しました。

お諮りいたします。議案第 111 号について、原案どおり可とすることに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手多数)

○佐藤委員長 おろしてください。賛成多数であります。

したがって、議案第 111 号については、原案どおり可とすることに決しました。

ここで、執行部の入れ替えのため、暫時休憩をいたします。

(執行部入れ替え)

(鰐原委員 入室)

○佐藤委員長 それでは、休憩前に引き続き審査を再開いたします。

次に、議案第 115 号 鹿沼市部設置条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。篠原総合政策課長。

○篠原総合政策課長 総合政策課長の篠原です。よろしくお願ひいたします。

議案第 115 号 「鹿沼市部設置条例の一部改正について」ご説明をいたします。

今回の「組織・機構の見直し」に当たりましては、現在の社会情勢に対応するための、より良い組織のあり方を念頭に検討をいたしました。

基本的な考え方といたしましては、「新たな政策課題への効果的な取組」、「更なる市民サービスの向上」、「行政改革による組織のスリム化の推進」、「部や課を超えた「ヨコ」の連携の強化によります組織力の向上」を実現するための見直しであり、令和 3 年度から新たな組織でスタートするため、「鹿沼市部設置条例」を改正いたします。

事前に配付させていただきました新旧対照表の 1 ページ目をご覧ください。

こちらの表でございます。こちらの 1 ページをご覧ください。

まず、第 1 条に規定されている「総務部」と「財務部」の再編につきましては、それぞれ「総合政策部」と「行政経営部」として再編いたします。

具体的には、第 2 条第 1 号の「総合政策部」に、ウとして「財政に関すること」、つまり「財政課」を位置づけることにより、目まぐるしく変化する社会情勢において、「政策」と「財政」の更なる連動を図り、よりスピード感を持って、実効性の高い政策の実現を目指してまいります。

また、部の名称につきましては、「常に先を読み、戦略的に考える部」として、「総合政策部」といたします。

次に、第 2 条第 2 号として、「行政経営部」を設置いたします。

新旧対照表の 2 ページ目をご覧ください。

「行政経営部」に、エとして「職員に関すること」、つまり「人事課」を位置づけることで、行政運営を行う上で重要な経営資源となる「ヒト」に該当する「職員」と、「モノ」に該当する「公共施設などの財産」を一つの部に集約をいたします。

また、部の名称につきましては、「集約した経営資源を、最大限有効活用する部」として、「行政経営部」といたします。

次に、第 2 条第 3 号の「市民部」のキに規定されている「国民健康保険及び国民年金

に関すること」、これは「保険年金課」のことでありますが、これを同条第4号の「保健福祉部」のEに移管いたします。これにより、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」に向けまして、保健福祉部全体で取り組んでまいります。

次に、第2条第9号として、新たに設置する「上下水道部」のうち「下水道に関すること」を規定いたします。

新旧対照表2ページの最後に記載した「鹿沼市特別職報酬等審議会条例」から4ページ目までにつきましては、これまでの「総務部」や「財務部」などの名称が変更になるため、引用箇所を改正する内容になります。

次に、新旧対照表4ページをご覧ください。

上から2つ目の「鹿沼市水道事業の設置等に関する条例」であります。これは、「上下水道部」のうち、「上水道に関すること」は、以前からこの条例に規定しておりましたので、部の名称のみを改正いたします。

これらの内容を反映させた条例の施行期日は、令和3年4月1日となります。

以上で、議案第115号についての説明を終わります。

○佐藤委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。増渕委員。

○増渕委員 ちょっとすごくいい取り組みだと思うので、これの、本当に効率的だなと、もう大体想像でわかるのですけれども、ただ、上下水道が統合するではないですか。

それで、場所は一緒に、人の、部長はやっぱりこっちにいるって、そこだけちょっと、そのシミュレーションというのはどうなっているのかなというのだけ、ちょっとお聞きしたいので、お願いします。

○佐藤委員長 篠原総合政策課長。

○篠原総合政策課長 総合政策課長の篠原です。

増渕委員のご質問にお答えいたします。

水道部が千手町にありまして、部長がいらっしゃいます。

それで、環境部がクリーンセンターのほうに部長がいらっしゃって、また、下水道関係は横の施設にいますね。

それで、今回は下水道事務所のうち、施設管理を除く部門が水道部の、しかも1階に新たな事務所として開設しますので、そちらのほうに移動します。

あわせて、水道部の料金係、2階にいたのですが、これが1階にきます。

ですので、お客様はそちらのほうで対応する。

部長としては、上下水道部の部長としては、引き続き水道部の2階だと思っております、こちらにいらっしゃるようになります。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員長 増渕委員。

○増渕委員 ということは、施設管理、先ほど、それは前に聞いたのだけれども、施設管理だけは残るのだね。やっぱり、あそこのあれを運用するところだけは残って、では、一括、こっちでもう、組織的にはもう1つの、今度、あっち行ったり、こっち行ったりはしないで済むということで。

よく今までも、やっぱり市民の方は水道の関係は水道部だと思って行くと、下水道は

こっちだ、環境部だよと言われて、今回の統合はもう全く賛成で、よくなっていると思うのですが、わかりました。

では、そういう説明で、それよくわかるように、市民の皆さんにもお願いします。要望です。ありがとうございました。

○佐藤委員長 篠原総合政策課長。

○篠原総合政策課長 総合政策課長の篠原です。

ただいまの増淵委員のおっしゃったことですね、十分に周知させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○増淵委員 よろしく申し上げます。

○佐藤委員長 ほかにご質疑はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○佐藤委員長 別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 115 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○佐藤委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 115 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 119 号 鹿沼市手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。石原予防課長。

○石原予防課長 予防課長の石原です。よろしくお願ひいたします。

議案第 119 号 鹿沼市手数料条例の一部改正について、ご説明いたします。

鹿沼市手数料条例別表第 1 の証明手数料のうち「防火管理者資格取得講習の課程修了に関する証明」及び「防火対象物及び防災管理対象物に係る点検報告特例認定通知に関する証明」の手数料を無料化するものであります。

いずれの場合も証明を交付する際には、鹿沼市手数料条例に基づき、証明書 1 枚につき 200 円を徴収しております。

これらの、過去 5 年間の発行実績ですが、防火管理者の証明は、5 年間合計で 23 件、年平均で 4.6 件となっております。

また、防火対象物の証明は、過去 5 年間 0 件と、実績のない状況となっております。

さらに、県内他市町の大半は、いずれの手数料も徴収しておらず、無料としているのが現状であります。

以上のことから、交付者の負担や、事務負担を少しでも軽減するとともに、近隣市町の現状を勘案して、均衡を図るため、証明手数料を徴収しないこととしたものであります。

なお、施行期日は、令和 3 年 1 月 1 日を予定しております。

ご審査のほど、よろしくお願ひいたします。

○佐藤委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

(「ありません」と言う者あり)

○佐藤委員長 別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 119 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○佐藤委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 119 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 123 号 鹿沼市火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。石原予防課長。

○石原予防課長 予防課長の石原です。よろしくお願いいたします。

議案第 123 号 鹿沼市火災予防条例の一部改正についてご説明いたします。

関係省令の一部改正に伴い、急速充電設備の全出力の上限の引き上げ等を行うためのものであります。

近年、電気自動車の搭載する電池の大容量化に伴いまして、急速充電設備の全出力の上限が、50 キロワットから、200 キロワットまで拡大し、併せまして、設備の位置、構造及び管理に関する、基準の細目を改正する省令の一部改正が行われました。

これに伴いまして、鹿沼市火災予防条例を改正することとしたものであります。

なお、施行期日は、令和 3 年 4 月 1 日を予定しております。

ご審査のほど、よろしくお願いいたします。

○佐藤委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

(「ありません」と言う者あり)

○佐藤委員長 別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 123 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○佐藤委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 123 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 124 号 鹿沼市防災会議条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。高久危機管理課長補佐。

○高久危機管理課長補佐 危機管理課長補佐の高久です。よろしくお願いいたします。

議案第 124 号 鹿沼市防災会議条例の一部改正について、ご説明をいたします。

今回の改正の趣旨についてですが、新たに陸上自衛隊の自衛官を「鹿沼市防災会議」の委員に加えるためのものであります。

平時より、自衛隊と緊密な関係を図ることで、有事における災害派遣など、本市の更なる防災体制の強化を図るため、防災会議において、陸上自衛隊の自衛官を加え、市長が任命する委員の数を 32 人から 33 人とするものであります。

以上で説明をおわります。

○佐藤委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

○阿部副委員長 副委員長の阿部です。

この防災会議の中に自衛官を指名するということなのですが、今説明の中で、有事のときに災害派遣等が有利になっていくということだったのですけれども、今までの流れというか、国の法律では、災害派遣を自衛隊に依頼するときは、県知事に依頼をして、県知事からの命令という段階があるのですが、今回この会議に入ることによって

のメリットというのは、今の説明の中ではどうということが新たに得られるでしょうか。

○佐藤委員長 高久危機管理課長補佐。

○高久危機管理課長補佐 危機管理課長補佐の高久です。

そうですね、最近の災害の激甚化に伴いまして、やはり自衛隊との連携というのは不可欠であるというふうに考えております。

そうした中で、平時から、やはり自衛隊との連携ですね、そういったものが緊密に図られれば、より派遣がしやすく、また、強化が図れるというふうなことで考えておりますので、防災会議の委員にしたことがいいかというふうなことで考えております。

以上で説明を終わります。

○佐藤委員長 阿部副委員長。

○阿部副委員長 ありがとうございます。市民の暮らしを守るというところでは、自衛隊がいるときの初動態勢というのは非常に大事なことだと思うので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○佐藤委員長 ここで議案第 124 号について、委員として質疑をしたいので、暫時副委員長と交代いたします。

○阿部副委員長 それでは、暫時進行を務めさせていただきます。

質疑のある方は発言を許します。佐藤誠委員。

○佐藤委員 この 124 号を、私も是とする立場で、評価したい観点でお伺いするのですが、以前、過去に行われた防災会議において、私と鈴木毅議員が出席して、その際に、こういった会議には自衛隊も名を連ねるべきではないかという指摘をさせていただいた記憶がありまして、その後、こういったことになったこと、うれしく思うのですが、このように策定するに当たっては、当然自衛隊のほうにも、参加していただくという前提だと思いますので、ここの議案を上程する過程においての、いろいろな、その自衛隊との調整や経緯等をもう少し詳しく説明を求めます。

○阿部副委員長 執行部の説明をお願いします。高久危機管理課長補佐。

○高久危機管理課長補佐 危機管理課長補佐の高久です。よろしくお願ひします。

この前提に、今年の 7 月なのですけれども、やはり自衛隊の方と委員について、ご相談のほういただきまして、それに伴いまして、去年の大災害も含めまして、やはり緊密にかかわる、連携を図る上では、会議に参加していただいたほうがいだろうと、そんなことになりまして、そういうところは、お互い共通認識を図った上で、委員になっていただくという形で進めております。

以上で説明を終わります。

○阿部副委員長 説明は終わりました。佐藤委員。

○佐藤委員 以上です。ありがとうございました。

○阿部副委員長 それでは、委員長に議事を代わります。

○佐藤委員長 ほかにご質疑はございませんか。

(「ありません」と言う者あり)

○佐藤委員長 別段質疑もないようですのでお諮りいたします。

議案第 124 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○佐藤委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 124 号については、原案どおり可とすることに決しました。

以上で、今議会において本委員会に付託されました案件の審査は、全て終了いたしました。

これをもちまして、総務常任委員会を閉会いたします。

(閉会 午前 11 時 42 分)